

17 高校無償化法案

教育に係る 保護者負担の軽減

マニフェストを法案化

高等学校などの後期中等教育機関への進学率は2006年に97.7%に達しており、いわゆる高校の希望者全入時代を迎えつつある。

民主党は、2007年の参議院選挙マニフェストに「高等学校の無償化」を掲げ、保護者の教育費負担の軽減、子どもたちの教育の機会均等の保障、そして「教育格差」の是正の観点から法案化の検討を進めてきた。そして、「国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案」（高校無償化法案）を169回通常国会に提出したが、廃案となった。

授業料相当額を支援

法案の内容は①国公立の高等学校の授業料の標準額を設定し、その額までの範囲内で国公立の高等学校の生徒の保護者に対し授業料相当額の就学支援金を支給することにより国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進する②私立の高等学校等および国公立の専修学校等の生徒の保護者に対しても、それに相当する就学支援金（私立の高等学校等の生徒につき世帯収入が低い場合には一定の加算をした就学支援金）を支給することにより、その教育に係る負担の軽減を図るものとした。

今後は、高等教育の無償化、幼児教育の無償化などにも取り組み、教育に係る保護者負担の実質的な軽減を図っていく。

18 肝炎医療費助成法案

すべての肝炎患者に 医療費助成を

わが国にはウイルス性肝炎患者が350万人いるといわれるが、予防接種、輸血、血液製剤投与等の医療行為により感染したケースも多く、医薬品行政のあり方が問われている。有効な治療方法があっても、経済的負担が過重で治療が十分に受けられない患者もおり、国の責任で医療費支給等を緊急に行う必要が生じた。民主党は、薬害C型肝炎訴訟で血液製剤の投与等の因果関係が認められた患者だけでなく、カルテや医療記録がなく薬剤の投与を証明できない場合も含めすべての肝炎患者を対象とする緊急支援措置を提案した。

肝炎医療費助成法案を提出

民主党の「特定肝炎対策緊急措置法案」（肝炎医療費助成法案）では、B型・C型肝炎患者でインターフェロン治療が必要と認定を受けた人（被認定者）に対し「肝炎患者健康手帳」を交付、被認定者が厚生労働大臣指定の医療機関でインターフェロン治療を受けた場合、患者の医療費自己負担を月額上限1万円、一定年収以上の者は同上限2万円、市町村税世帯非課税の場合は負担なしとする。肝炎に対するインターフェロン治療以外の治療に対する医療費助成や肝炎の総合的対策の検討、肝炎に関する必要な調査研究推進、肝炎対策協議会設置も定める。

与党も民主党案より低い水準ではあるが医療費助成を行う法案を衆議院に提出し、民主党に協議を呼びかけてきた。しかし、平成20年度予算以上の予算措置はできないと与党が主張したため協議は進展せず決裂。民主党案は169回通常国会で審査未了廃案となった。